# 中野区地域公共交通サービス実証実験の運行車両に係る 移動等円滑化基準適用除外について

下記の中野区地域公共交通サービス実証実験運行地区で導入する車両について、移動円滑化基準第43条の規定に基づき適用除外認定を受けるため、中野区交通政策推進協議会の合意を求めます。

# 1. 移動等円滑化基準適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、原則として、車両の新規導入の際には移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(以下「移動円滑化基準」という。)に適合した車両(車いす対応等)導入を義務付けています。

しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、公共交通会議の協議を整え地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動等円滑化基準の一部が適用除外となります。

# 2. 認定により適用を除外する移動等円滑化基準の条項及び内容

第37条第2項第2号:乗降口のスロープ

第39条:車いすスペース

第40条第1項:通路の幅

第40条第2項:通路の手すりの間隔

第 41 条 :運行情報提供設備等

#### 3. 適用除外認定を受ける車両

若宮・大和町地域における中野区地域公共サービス実証実験の運行車両

## 4. 使用車両の詳細について

車種	トヨタ ハイエースコミューター 2020年式 14人乗り
使用車両	
(イメージ)	運賃機設置
型式及び車体番号	·1号車 型式:QDF-GDH223B 車台番号:GDH223-2002407
	・2 号車 型式:QDF-GDH223B 車台番号:GDH223-2002387

全長/全幅/全高	全長 5.38m、全幅 1.88m、全高 2.285m
	12名(乗務員席含む)
車両を使用する運行区域	
使用者	住所:東京都中野区東中野五丁目 23番 14号 事業者:関東バス株式会社
認定を必要とする理由	当該路線は道路が狭い上に勾配があり、中・大型バスでの運行が困難であることを考慮し、移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けることで、ワゴン車両(12人乗り)による運行を想定しています。
車いす利用者への対応	介護タクシーや福祉タクシー等の利用を案内します。